

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 手塚クリニック

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志 570番地2

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成14年8月28日

(4) 設立登記年月日 平成14年9月6日

(5) 役員及び評議員 省略

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種 類 | 施設の名称 | 開 設 場 所 | 許可病床数 |
|-----|---------|---------------------------|-----------|
| 診療所 | 手塚クリニック | 鹿児島県志布志市志布志町志布志 570番地2 | 一般病床 0床 |
| | | | 療養病床 0床 |
| | | | [医療保険 0床] |
| | | | [介護保険 0床] |

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月28日 令和3年度決算、理事・監事の選任

(5)~(9) 省略

様式 2

法人名 医療法人 手塚クリニック
 所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志570番地2

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|

財 産 目 録
 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

| | |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額 | 83,584 千円 |
| 2. 負 債 額 | 17,284 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 66,300 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| A 流 動 資 産 | 49,703 |
| B 固 定 資 産 | 33,881 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 83,584 |
| D 負 債 合 計 | 17,284 |
| E 純 資 産 (C-D) | 66,300 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

| | |
|-----------------------------|---|
| 土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。 | |
| 土 地 | (<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |
| 建 物 | (<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |

様式 3 - 2

法人名 医療法人 手塚クリニック
 所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志570番地2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------------|--------|---------------------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| I 流 動 資 産 | 49,703 | I 流 動 負 債 | 17,284 |
| II 固 定 資 産 | 33,881 | II 固 定 負 債 | 0 |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 13,928 | 負 債 合 計 | 17,284 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 208 | 純 資 産 の 部 | |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 19,745 | 科 目 | 金 額 |
| | | I 出 資 金 | 5,000 |
| | | II 積 立 金 | 61,300 |
| | | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 0 |
| | | 純 資 産 合 計 | 66,300 |
| 資 産 合 計 | 83,584 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 83,584 |

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 手塚クリニック

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志570番地2

損 益 計 算 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------|---------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 163,545 |
| 2 事業費用 | 181,114 |
| 本来業務事業損失 | 17,569 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 0 |
| 2 事業費用 | 0 |
| 附帯業務事業損益 | 0 |
| 事業損失 | 17,569 |
| II 事業外収益 | 4,608 |
| III 事業外費用 | 44 |
| 経常損失 | 13,005 |
| IV 特別利益 | 0 |
| V 特別損失 | 0 |
| 税引前当期純損失 | 13,005 |
| 法人税等 | 71 |
| 当期純損失 | 13,076 |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 手塚クリニック
所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志570番地2

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 総資産額 (千円) | 事業の内容 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------------------|------------------|-------------------|--------------|---------|---------------|-----------------|--------------|-----|--------------|
| 役員 の近親者が代表 者である法人 | 有限会社てづか (注) 1 | 志布志市志布志町 570-2 | 40,723 | 不動産等管理業 | 管理業務代行 | 管理業務代行 (注) 2 | 26,344 | 未払金 | 4,556 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長手塚善久の [] が代表取締役である法人。

(注) 2. 有限会社てづかには当該医療法人と業務代行委託契約書を交わし、当該契約に基づき有償にて業務を行っている。

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係事業者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|-----|-----|---------------|------------------|--------------|------|--------------|
| 役員 | [] | [] | [] | 賃借料の支払い (注) 1 | 14,100 | 地代家賃 | - |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式5

監事監査報告書

医療法人 手塚クリニック
理事長 手塚善久 殿

私は、医療法人手塚クリニックの令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月20日

医療法人 手塚クリニック
監事 榎田守夫